

令和5年度実践型商談力向上支援事業（海外）業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

「みえの食」の海外への販路を開拓するには、商談機会を創出するとともに、国内外のバイヤー等に対して積極的にアプローチしていく必要があります。

そこで、単に商談会とテストマーケティングを行うだけでなく、事業者がそれらの経験から自身の課題を発見し、商品のブラッシュアップにつなげられるように、伴走型支援を行い、「みえの食」の海外への販路拡大を図ります。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和5年度実践型商談力向上支援事業（海外）業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和6年3月18日（月）まで

(3) 事業主体

三重県

(4) 委託内容

【1】事前研修の開催

開催日程：商談会開催の1か月前までを目途に1日程度を想定

会 場：オンライン又は三重県内の会議室

参加事業者：県内の農林水産事業者、食品製造事業者等

<30事業者程度>

※参加費は無料。ただし、会場への旅費や商談で使用する商品サンプル代、郵送料等は事業者の実費負担。

内 容：(a) 海外市場の状況

(b) マーケティング戦略の概要

(c) 商談シートの添削、商談会、商談会後の商品のブラッシュアップやその後のテストマーケティングの効果的な活用方法など、本事業に有意義と思われる内容の講演及び参加者同士の交流会

(d) 商談会等に係るルール・注意事項等の説明（事業者向け説明会）

企画・運営：

- ・ 県と協議のうえ、研修内容の調整や講師の手配、日程調整等を行ってください。
- ・ 事業者への講座案内及び参加申込書の様式は受託事業者にて作成し、事前に県に提出してください。
- ・ 研修で使用するテキストは講師等と相談のうえ、受託事業者にて作成してください。
- ・ 当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行ってください。

## 【2-1】海外向け商談会の開催

海外に商流を持つバイヤーとの商談会の企画・運営を行ってください。

開催日程：令和5年9月頃以降

※開催日は、複数日となってもかまいませんが、そのうち1日は、対面で商談できる会場を三重県内に設けてください。

会 場：三重県内の会場（オンライン参加の併用も可）

参加事業者：県内の農林水産事業者、食品製造事業者等

<30事業者程度>

※参加費は無料。ただし、会場への旅費や商談で使用する商品サンプル代、郵送料等は事業者の実費負担。

バイヤー：海外に精通している飲食・宿泊事業者、流通、商社等の国内外のバイヤー

<15社程度>

※商談数は60商談程度とします。

商談対象：三重県内で生産・製造された食品（農林水産物を含む）及び食関連商品企画・運営：

- ・商談会の募集案内及び参加申込書の様式（事業者向け及びバイヤー向け）を作成し、参加事業者及びバイヤーの募集取りまとめを行ってください。
- ・参加事業者とバイヤーの商談スケジュールの作成を行なってください。海外バイヤーをマッチングさせる場合は、時差について考慮のうえ調整を行ってください。
- ・バイヤーについて、可能な限り現場に来てもらうよう調整してください。
- ・オンライン型の商談の場合、事前に事業者からバイヤーに対して商品サンプル等を郵送することとなりますが、スケジュールや郵送先の調整等も委託業務に含みます。
- ・商談会当日の運営を行ってください。なお、県が商談の状況をリアルタイムで確認できるようにしてください。
- ・商談会当日の資料は受託事業者にて作成してください。
- ・その他、商談会に係る事業者やバイヤーとの連絡調整や問合せ対応等を行ってください。

## 【2-2】商談のフォロー

「振り返り」や「商品のブラッシュアップ」等が効果的に進められるよう、商談会参加事業者に対して、商談対応時の状況確認や商談バイヤーの感想確認など、参加事業者の取組レベルに応じた適切なフォローを個別に行なってください。

## 【2-3】商談会の振り返り及び商品のブラッシュアップ支援

開催日程：商談会后1日程度

会 場：三重県内の会議室または参加事業者の製造現場またはオンライン

対 象：商談会参加事業者のうち、商品のブラッシュアップに取り組む事業者<4事業者程度を選定>

※ブラッシュアップ支援事業者には参加費を負担いただく予定ですが、県が回収します。

内 容 : (a) 出展者や参加バイヤーからの聞き取り内容のフィードバック  
(b) 商品のブラッシュアップのための助言

企画・運営 :

- ・商談会参加事業者のうち、商品のブラッシュアップに取り組む事業者（4社程度）と個別面談し、振り返りを行ってください。個別面談の時間は1社1時間程度を想定しています。
- ・当日受付、専門家への対応、司会進行等、振り返りの運営にかかる一切の業務を行ってください。

### 【3-1】ブラッシュアップした商品のテストマーケティングの実施

海外の現地にて、消費者やバイヤー等が集まる会場にて、【2-3】によりブラッシュアップした商品のテストマーケティングを実施してください。

開催日程：令和5年9月頃以降のうち3日間程度

会 場：東アジア、東南アジア等（1カ国）の店舗、レストラン等

参加事業者：【2-3】により商品をブラッシュアップした事業者

※会場への旅費やテストマーケティングで使用する商品サンプル代、郵送料等は事業者の実費負担。

< 4事業者程度 >

対象商品：【2-3】により商品をブラッシュアップした商品等

企画・運営 :

- ・テストマーケティングの会場選定・調整や参加事業者との連絡等（会場責任者との連絡調整、参加事業者の提出書類の取りまとめ、会場責任者への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行ってください。
- ・各参加事業者にできるだけ偏りが出ないレイアウト、企画にしてください。
- ・販売スペースの設営について、三重県らしさを備え、消費者への訴求力が高く集客が期待できる装飾デザインを具体的に提案し、実施してください。
- ・会場設営や撤去等に関しては、会場責任者と調整の上、会場のルールに従い進めてください。
- ・テストマーケティング中は参加事業者のフォローのため、現地にスタッフを駐在させてください。
- ・現地の販売スペース内で使用する水道代や電気代等の光熱水費については、委託費に含みます。

### 【3-2】テストマーケティングの振り返り及び商品のブラッシュアップ支援

開催日程：テストマーケティング後1日程度

会 場：オンライン又は三重県内の会議室

内容 : (a) バイヤーや消費者等からの聞き取り内容のフィードバック  
(b) 商品のブラッシュアップのための助言

企画・運営 :

- ・テストマーケティング参加事業者（4社程度）と個別面談し、振り返りを行ってください。個別面談の時間は1社1時間程度を想定しています。
- ・当日受付、専門家への対応、司会進行等、振り返りの運営にかかる一切の業務を行ってください。

#### 【4】留意事項

- ・本事業を総括するコーディネーターを1名選定してください。
- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行ってください。
- ・研修や商談会の参加事業者公募は、事前に公募内容を県に確認後、行ってください。  
また、申込書の提出先は受託事業者とします。
- ・バイヤーとの商談等に必要なビジネスレベルの通訳を手配してください。なお、翻訳システムは不可とします。
- ・通訳及び講師の報償費・旅費は、委託費に含めます。
- ・会場は、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、選定してください。会場使用料は委託費に含めます。
- ・研修や商談に係る参加事業者等からの問い合わせ、相談等については、電話、メール、WEB会議等により速やかに対応してください。
- ・事前研修、海外向け商談会、テストマーケティングのそれぞれについて、実施内容及び効果に関するアンケート用紙を作成し、アンケートを実施してください。アンケート回収後は、回答内容を整理、分析し、県に報告してください。
- ・商談会のプレスリリースは県でも実施する予定ですが、受託事業者でも各種メディアに広く掲載されるよう、効果的な広報活動を行ってください。
- ・適宜業務の進捗状況を報告してください。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出してください。

#### 【5】事業実施報告書等の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載してください。
- ・記載内容には、以下の内容を織り込むこととします。
  - ア. 実施した事業の内容
  - イ. PDCA サイクルをふまえた検証
  - ウ. 事業者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
  - エ. その他
- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出してください。
- ・本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト（第3期）」で実施される事業であり、事業実施報告書とあわせて下記の書類を提出してください。
  - オ. 経費内訳書
  - カ. 支出を証する書類

#### (5) 成果品

業務実施報告書（正本1部、副本2部） 及び  
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

(6) 納入場所 三重県 雇用経済部県産品振興課

(7) 納入期限 令和6年3月18日（月）

### 3 委託費及び経費等

委託料の範囲で当該事業を行うものとします。

- (1) 対象事業は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- (2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領 (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001059104.pdf>)」を遵守してください。参考に、対象経費に係る記述の一部を以下に記載します。

#### ①経費

<対象経費>

事業実施に必要な経費に限ります。

<対象外経費>

- ア. 利用者に提供する物品（リーフレット、パンフレット類を除く）の購入等に係る経費
- イ. 飲食に係る経費
- ウ. 日本国外における事務所や窓口の設置・運営に係る経費
- エ. 支出を証する書類のない経費

#### ②諸謝金の単価

謝金については、1時間当たり原則3万円以内とすること。

#### ③講演料

講演に係る謝金（講演料）についても、②と同様の取扱いとし、この場合の謝金総額は30万円を上限とすること。

#### ④備品

備品の購入費については、基本的に対象外。万が一、購入が必要になった場合は、事前に県に相談すること。

- (3) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県から申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

### 4 業務遂行体制

#### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

#### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

#### (3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

### 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、前金払をすることができるものとします。

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

## 10 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後

10年間保存すること。

- ◇個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。
- ◇社会情勢の変化により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受託者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

## 11 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班

担当 本田、植村

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp